

2023年 10月 第135号



産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



漸く秋らしい爽やかな日々となりましたが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。JCI産業文化協同組合は、本年9月28日をもって創立14周年を迎えることができました。これもひとえに組合員皆様方の温かいご支援によるものと深く感謝申し上げます。

技能実習生、特定技能など外国人受入れ制度については、その状況が日々刻々と変わっており、いかにその変化に乗って適正に制度を運用できるかに掛かっていると存じます。

当組合では定期的に社内で勉強会を開いており、常に最新情報を組合員の皆様に提供できる様、知識の向上をはかっております。「JCIに頼んで良かった!」と思っ頂ける「お役に立つ」組合を目指し、今後も努力して参りますので、引き続きご愛顧を賜ります様、心よりお願い申し上げます。

入管等を名乗る不審な電話にご注意ください

今般、出入国在留管理庁や地方出入国在留管理局などの職員を名乗る不審な電話、文書に関する相談が多数寄せられています。

- ・入管職員を名乗る者から、「パスポートに異常が見つかったので、身柄を確保・連行することが決定した。」旨伝えられ、保釈金を払うよう電話を受けた。
- ・自動アナウンスで「在留カードに異常があるため、失効になる。速やかに受付センターに連絡してほしい。失効の原因については〇番を押し、問い合わせしてほしい。」と入力手続きを要求された。
- ・「改正出入国管理法が施行されたことに伴い、現状調査を実施することになりました。当局職員が順次訪問し調査させていただきます。ご協力の程よろしくお願い致します。」と書かれた文書が届いた。

これらは不要に金銭を支払わせたり、入管法改正に伴う在留資格確認の厳格化という名目（「協力要請書」という題名）で、実在する外国人の個人情報（居住地や銀行口座等）の情報提供を事業者様（組合員様）に呼びかけるものです。

出入国在留管理庁及びその地関係各署の職員が、電話や文書で個人情報を引き出したり、金銭を要求することは一切ありませんので、ご注意下さい。

入管や外国人技能実習機構を名乗る不審な電話、文書が

届いた場合はご対応せず、当組合までご連絡下さい。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

